

次期計画における
指標及び具体的な取組方策等について
(課題B～Eについて)

課題 B. 切れ目ない周産期・乳幼児保健対策の充実

指標の考え方	指標名 ※下線部は現計画の指標に修正を加えたもの。	主な推進主体	具体的な取組方策の例 ※赤字は現計画で示されている取組方策の例に追加修正等を加えたもの。
【健康水準の指標】	1. 妊産婦死亡率 2. 全出生数中の低出生体重児の割合 3. 妊娠・出産について満足している者の割合 4. むし歯のない3歳児の割合	国	－ <u>妊娠・出産に係る正しい知識の普及啓発</u> － <u>出生前診断等のカウンセリング体制の整備の検討</u> － <u>HTLV-1(ヒト細胞白血病毒ウイルスー1型)母子感染予防対策の推進</u> － <u>独立行政法人国立成育医療研究センター</u>等における<u>子ども</u>や周産期のメンタルヘルスへの対応 － <u>妊産婦の食生活指針の周知、及び適宜見直し</u> － <u>授乳・離乳の支援ガイドの周知、及び適宜見直し</u> － <u>乳児家庭全戸訪問事業ガイドライン、及び養育支援訪問事業ガイドラインの周知</u> － 健康診査におけるスクリーニング手法の開発(育児不安・子どもの心の問題、産褥期のうつ病等) － 育児支援を目的としたガイドブックの作成 － 予防接種に関する普及啓発・パンフレット等の作成 － <u>8020 運動の推進</u> － <u>基本的な母子保健に関するデータの集積、及び評価結果の都道府県へのデータの還元と公表</u>
【健康リスクの指標】	5. 妊娠中の妊婦の喫煙率 6. 育児期間中の両親の喫煙率 7. 妊娠中の妊婦の飲酒率(現指標を微修正) 8. 乳幼児健康診査の受診率(新) (課題 E 再掲) 9. 小児救急電話相談(＃8000)を知っている母親の割合(新) 10. 子どものかかりつけ医(医師・ <u>歯科医師</u> など)を持つ親の割合(現指標を微修正) 11. 仕上げ磨きをする親の割合(新)	 国民(住民)	 － 妊娠の早期届け出、妊婦健康診査の受診等による安全な出産のため<u>の</u>に努力 － 妊娠中や育児期間中の両親の禁煙、禁酒の推進 － <u>妊娠期(妊娠前)から自ら妊娠・出産・育児に関する正しい知識を得るための努力(例:母親学級や両親学級、母子健康手帳の記載内容の確認等)</u> － パースプランの活用等による主体的な出産のため<u>の</u>に努力 － <u>乳幼児健康診査、予防接種の受診</u> － <u>妊娠中の歯科健康診査の受診</u> － <u>子どものむし歯予防(定期的な歯科検診の受診、歯磨きの励行(保護者による仕上げ磨きを含む)、フッ化物の応用等)</u>
【環境整備の指標】	12. 妊娠中の保健指導(母親学級や両親学級を含む)において、産後のメンタルヘルスについて、妊婦とその家族に伝える機会を設けている市町村の割合(新) 13. 産後1か月で EPDS9点以上を示した人へのフォロー体制がある市町村の割合(新) 14. ハイリスク児に対し保健師等が退院後早期に訪問する体制がある市町村の割合、ハイリスク児の早期訪問体制を支援している県型保健所の割合(新) 15. ・乳幼児健康診査事業を評価できる体制がある市区町村の割合(新) ・市町村の乳幼児健康診査事業の評価体制を支援している県型保健所の割合(新)	 地方公共団体	 － <u>先天性風疹症候群等、予防可能な感染症対策のための普及啓発</u> － <u>不妊専門相談センターや不育症相談窓口の整備・充実</u> － 妊娠届出・母子健康手帳交付等の機会を通じ<u>たて体系的な</u>育児支援情報<u>の</u>を提供(<u>例えば、妊娠届出時に問診票などを使って、支援が必要な妊婦を把握し、その後保健師等の介入支援につなげる</u>) － 妊娠中の適正な食生活や体重管理、禁煙や禁酒についての啓発 － <u>妊娠期からのメンタルヘルスケア(父親のメンタルヘルスケアを含む)</u> － <u>妊産褥婦のメンタルヘルスケアについて精神科医療機関との連携</u> － <u>妊産婦の食生活指針や、授乳・離乳の支援ガイドの活用</u> － <u>個々人に応じた授乳支援と母乳育児推進と授乳しやすい環境づくりの促進</u> － <u>HTLV-1(ヒト T 細胞白血病毒ウイルスー1型)母子感染予防対策の実施(保健指導・カウンセリング体制づくり、母子感染対策協議会の設置等)</u>

【参考とする指標】	・周産期死亡率 ・新生児死亡率、乳児（1 歳未満）死亡率 ・乳児（1～4 歳）死亡率 ・乳児の SIDS 死亡率 ・正期産児に占める低出生体重児の割合（新） ・妊娠 11 週以下での妊娠の届け出率 ・出産後 1 か月児の母乳育児の割合 ・産後 1 か月で EPDS9 点以上の褥婦の割合 ・1 歳までの BCG 接種を終了している者の割合 ・1 歳 6 か月までに三種混合・麻しんの予防接種を終了している者の割合 ・不妊に悩む方への特定治療支援事業の助成件数（新） ・災害などの突発事象が発生したときに、妊産婦の受入体制について検討している都道府県の割合（新）	 専門団体	－ <u>地域における切れ目ない妊娠・出産支援の強化（妊娠・出産包括支援モデル事業：母子保健コーディネーターの配置、産前・産後サポート事業、産後ケア事業）</u> ・特に、ハイリスク妊産褥婦集団に対する妊娠期からの周産期から退院後の継続的なケアシステムの構築（訪問指導等） － 産褥期のホームヘルプサービスの提供の推進 － <u>乳児家庭全戸訪問事業とは別に、新生児訪問の実施・充実</u> － <u>乳児家庭全戸訪問事業ガイドラインや養育支援訪問事業ガイドラインの活用</u> － <u>診療情報提供書を積極的に活用して、医療機関との連携の強化</u> － 保健所・市町村保健センターと医療機関との妊娠期からの連携の強化 ・医師・歯科医師・助産師・保健師・看護師等の定期的なカンファレンスによる情報交換の推進 － 育児支援につながる心の問題に留意した妊産婦健康診査・乳幼児健康診査の実施 － <u>乳幼児健康診査後の多職種カンファレンスによる情報交換の推進</u> － <u>かかりつけ医と他機関との連携による育児不安の軽減と支援</u> － <u>小児救急電話相談（＃8000）の対応ができる医師や看護職の育成</u> － 育児に関する相談窓口の設置とサポートネットワークの構築 － 専門職（児童精神科医師・助産師・栄養士・心理職カウンセラー等の雇いあげ）による育児不安対策の推進 － 地域との連携における心理職ソーシャルワーカーの活用 － 育児期の母親の健康づくりのための情報提供（家族計画に関する情報提供、健康診断の受診等） － むし歯罹患率の高い地域における効果的なむし歯予防対策の推進 － 予防接種センターの整備 － 保健所・市町村保健センターにおけるSIDS予防対策の推進 － 地域母子保健事業水準の量・質の維持向上 － <u>母子保健事業に関するデータの収集・分析・評価をもとに、事業の計画立案（PDCA サイクル）。</u> － <u>市町村と都道府県間において、基本的な母子保健データ及び課題の共有（都道府県は国の求めに応じて、データの提供）。</u> － <u>地域の特性を活かした食育推進基本計画の作成</u> － <u>医療計画（周産期医療、及び小児医療の体制構築に係る指針）を参考に、地域における医療の状況を把握し、関係機関や関係部署との連携体制の構築</u> － 「健やか親子21」やマタニティマークについての情報発信 － 妊娠中の適正な食生活や体重管理、禁煙についての啓発 － 妊娠中の口腔健診に関する情報提供 － プレネイタル・ビジットによる産科医と小児科医の連携の促進 － <u>先天性風疹症候群等、予防可能な感染症対策のための普及啓発</u> － 妊娠・出産の満足度の客観的評価方法の開発 － 利用者と専門家双方による「いいお産」のためのバースプラン、バースレビュー（出産体験を専門職と振り返ること）の作成とそれに基づく実践・評価の推進 － <u>個々人に応じた適切な授乳支援ができるケア提供者の育成</u> － <u>母乳育児推進のための体制の確立（母子同室の推進、ガイドライン作成等）</u> － <u>妊産婦の食生活指針や、授乳・離乳の支援ガイドの周知、及び活用</u> － <u>診療情報提供書を積極的に活用して、行政機関との連携の強化</u> － <u>乳児家庭全戸訪問事業ガイドラインや養育支援訪問事業ガイドラインの周知</u> － <u>かかりつけ医小児科医</u>の他機関との連携による育児不安の軽減と支援 － 口腔ケアを通じた親子関係の支援
----------------------	--	--	--

			－ <u>咀嚼機能の発達に向けた歯科医師、栄養士等との連携による食育の推進</u> － 妊娠・出産・生殖補助医療に関する調査・研究の推進 － <u>出生前検査に関するカウンセリング体制の整備、カウンセリングが行える者の養成、及び調査研究の実施</u> 【産婦人科<u>関連関係専門</u>団体】 － 産後うつ病を含む産科医療における心のケアの推進 － <u>精神科医師や精神科医療機関との連携</u> － 不妊治療のガイドラインの作成と普及 【看護<u>関連関係専門</u>団体】 － 妊娠・分娩・産褥におけるメンタルヘルスクアを行う看護職の<u>養成育成</u> － <u>不妊症や不育症、出生前診断等に悩む方に対する支援や相談機能を担える看護職の養成(母性看護専門看護師や不妊症看護認定看護師等)</u> 【小児科・新生児科<u>関連関係専門</u>団体】 － <u>乳幼児小児保健事業</u>(乳幼児健康診査、予防接種、乳幼児健康支援一時預かり事業等)に対する協力 <u>体制</u>の強化 － 「子どもの心の診療医」の養成・確保に向けた取組の推進 － <u>保護者への小児医療受診マニュアルの作成、小児救急電話相談(＃8000)の周知</u>
		 民間団体、 NPO、 企業、 医療機関、 研究機関等	－ 妊娠・出産・産褥・不妊<u>等</u>に関する相談・カウンセリング等の支援の推進 － <u>出生前検査実施施設における体制整備(カウンセリング体制等)、指針の遵守</u> － 「いいお産」に向けての、既存の研究成果を踏まえた具体的な環境づくり － 職域を通じた母性健康管理の環境整備(妊娠・出産に関する一連の情報提供等) － 妊娠・出産・生殖補助医療<u>等</u>に関する調査・研究の推進

課題 C. 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり

指標の考え方	指標名 ※下線部は現計画の指標に修正を加えたもの。	主な推進主体	具体的な取組方策の例 ※赤字は現計画で示されている取組方策の例に追加修正等を加えたもの。
【健康水準の指標】	1. この地域で子育てをしたいと思う親の割合（新） 2. 妊娠中、仕事を続けることに対して職場から配慮をされたと思う就労妊婦の割合（新）	国 国民（住民）	－ 職場における働く女性の母性健康管理保護活動の推進 ・母性健康管理指導事項連絡カードの普及等 － イクメンプロジェクト等とあわせた育児に対する理解のある社会づくり － 健康日本21（第二次）とも連携した国民運動計画の国民への周知活動、及び国民の理解の促進 ＝ 事故防止ガイドラインの作成
	3. マタニティマークを妊娠中に使用したことのある母親の割合（新） 4. マタニティマークを知っている国民の割合（新） 5. <u>主体的に育児に関わっていると感じている父親の割合（現指標を微修正）</u>	 地方公共団体	－ 妊産婦に優しいやさしい環境づくりのため <u>の</u> に努力 － 妊産婦や不妊の夫婦に <u>優しいやさしい</u> 社会の実現を図るため <u>の</u> に努力 － ひとり親、若年妊婦、病気や障害 <u>のあるを持った</u> 人の妊娠・出産に対しての理解・支援に <u>向けたむけで</u> 努力 － 子育てする親に優しい社会の実現、親を孤立させず親の育児負担を分担しあう地域の実現のため <u>の</u> に努力 － 働きながら出産でき、再就職が可能な社会の構築、父親が育児に気軽に参加できる企業風土 <u>づくりの育成に努力</u> － 子どもの生活習慣改善のため <u>の</u> に努力（早寝早起き、朝食摂取、家族揃って <u>の</u> 食事、テレビ視聴時間の短縮等） － 事故防止対策を家庭や地域において推進するよう努力
【環境整備の指標】	6. ・乳幼児健康診査の未受診者の全数を把握する体制がある市区町村の割合（新） ・市町村の乳幼児健康診査の未受診者の把握する取組を支援している県型保健所の割合（新） 7. <u>育児不安の親のグループ活動を支援している市町村の割合（現指標を微修正）</u> 8. 特定妊婦、要支援家庭、要保護家庭等支援の必要な親に対して PCG（Parents and Child Group）などの手法で支援している県型保健所の割合（新） 9. 母子保健に関わる職員のスキルアップに取り組んでいる地方公共団体の割合（新）		－ 母子保健連絡協議会等住民参画の会議の開催 － 親と子が気軽に交流・相談し <u>合うあう</u> 場の設置や、子どもの一時預かりの推進 － 保健所・市町村保健センターにおける事故防止対策の推進 ・小児の事故防止についての多分野の関係者による対策の推進 ・保健所等における事故防止センターの設置と事故事例の分析、情報提供の推進 ＝ NPO等を対象とした研修会の実施 － 地域母子保健事業水準の量・質の維持向上（ <u>職員のスキルアップ、PDCA サイクルの活性化等</u> ） － 母子保健関係者（保健師、助産師、看護師、 <u>栄養士</u> 、養護教諭、保育士、教員等）への母子の精神保健や子どもの虐待、配偶者からの暴力 <u>等</u> についての学習機会の提供

【参考とする指標】	・個人の希望する子ども数、個人の希望する子ども数と出生子ども数の差（新） ・不慮の事故による死亡率 ・事故防止対策を実施している市町村の割合 ・乳幼児のいる家庭で、風呂場のドアを乳幼児が自分で開けることができないよう工夫した家庭の割合 ・父親の育児休業取得割合（新）	専門団体	— 「健やか親子21」やマタニティマークについての情報発信 — 診療情報提供書を積極的に活用して、行政機関との連携を図ることを周知 — 地域の子育て支援への医師、保健師等の参加 — 母子保健関係者（保健師、助産師、看護師、栄養士、養護教諭、保育士、教員等）への母子の精神保健や子どもの虐待、配偶者からの暴力等について の学習機会の提供 【小児科関連関係専門団体】 — 保育所嘱託医・幼稚園医・学校医としての協力強化 — 小児保健（乳幼児健康診査、予防接種、乳幼児健康支援一時預かり事業等）に対する協力強化 — 子どもの事故防止に関する情報発信
		民間団体、 NPO、 企業、 医療機関、 研究機関等	— 「健やか親子21」推進への理解・協力、職員等への情報発信 — 女性労働者の母性健康管理を措置 ・ 母性健康管理指導事項連絡カードの活用について、女性労働者への周知 — マタニティマークの職員への周知 — 不妊治療のための休暇取得について職場での理解・支援 — 「孤立した親子」を作らないための地域での取組 — 育児不安の相談・カウンセリングの推進 — NPO等の住民組織による育児支援の推進 — 事故防止の啓発の推進 — 事故防止のための製品の安全性の向上、家屋づくりの推進 — 父親が育児に参画でき、母親が働きながら育児できる社会の構築のためのに努力（育児休業の取得の推進等）

課題 D. 「育てにくさ」を感じる親に寄り添う支援

指標の考え方	指標名 ※下線部は現計画の指標に修正を加えたもの。	主な推進主体	具体的な取組方策の例 ※赤字は現計画で示されている取組方策の例に追加修正等を加えたもの。
【健康水準の指標】	1. ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある母親の割合 2. 「育てにくさ」を感じたときに対処できる母親の割合（新）	国	－ <u>要支援児・要支援家庭障害児</u> の早期発見と早期 <u>支援療育</u> 体制の整備 － 乳幼児健康 <u>康診査</u> の今後のあり方の検討（発達障害、子どもの虐待への対応、 <u>疾病スクリーニングの標準化</u> 等） <u>－ 子どもの心の診療ネットワーク事業の</u> 整備
【健康リスクの指標】	3. 子どもの社会性の発達過程を知っている親の割合（新） 4. 発達障害を知っている国民の割合（新）	 国民（住民） 地方公共団体	 － 障害や疾病 <u>のあるを持つ</u> 子どもに <u>理解のある優しい</u> 社会の構築 <u>に向けた</u> の努力 <u>－ 母子保健事業を通した「育てにくさ」の早期発見と早期支援</u> <u>－ 診療情報提供書を積極的に活用して、医療機関との連携の強化</u> － 専門職（児童精神科医師・カウンセラー等 <u>の雇いあげ</u> ）による育児不安対策の推進 － 育児支援につながる心の問題に留意した妊産婦健康診査・乳幼児健康診査の実施 － 子どもの心の問題に取り組むための関係機関・民間団体との連携の推進 － <u>親子</u> <u>子どもの</u> 心の問題に取り組むための関係機関・民間団体との連携の推進 <u>－ 「育てにくさ」や発達障害に関する市民への研修会等の開催（普及啓発活動の実施）</u> － 慢性疾患や障害 <u>のあるを持つ</u> 親や社会的ハンデキャップ <u>のあるを持つ</u> 親の出産に関する支援 － 慢性疾患児に対する取組の推進（院内保育士の配置、 <u>学校の取組教育機関との連携強化等</u> ） － 病児・病後児保育事業の推進 <u>－ 障害のある子どもへの歯科保健対策の推進</u>
【環境整備の指標】	5. ・発達障害をはじめとする「育てにくさ」を感じる親への早期支援体制がある市町村の割合（新） ・市町村における発達障害をはじめとする「育てにくさ」を感じる親への早期支援の取組を支援している県型保健所の割合（新）		
【参考とする指標】	・ <u>小児人口に対する親子の心の問題に対応できる技術を持った小児科医の割合</u> ・ <u>小児人口に対する児童精神科医師の割合</u> ・ <u>情緒障害児短期治療施設の施設数</u> ・就学前の障害児に対する通所支援の利用者数（新） ・障害児支援を主要な課題とする協議体を設置している市町村数（新）	 専門団体 民間団体、NPO、企業、医療機関、研究機関等	【 <u>産婦人科</u> ・小児科・ <u>精神科関連関係専門</u> 団体】 － 保育所嘱託医・幼稚園医・学校医としての協力強化 － 「子どもの心の診療医」の養成・確保に向けた取組の推進 <u>－ 親子の心の問題に対応できる技術を持った医師の養成</u> ・ 小児科医や児童精神科医等 <u>の</u> <u>を</u> 子どもの心の問題に対応できる専門家の養成・確保 ・ 産科・小児科医師 <u>が</u> <u>の</u> 親子の心の問題に対応できるためのカウンセリング <u>能力機能</u> の向上 <u>－ 「育てにくさ」を把握して適切な支援に結びつけ、寄り添うことができる医師の養成</u> <u>－ 診療情報提供書を積極的に活用して、行政機関との連携の方策の周知</u> <u>－ 「育てにくさ」や発達障害に関する市民への研修会等の開催（普及啓発活動の実施）</u> <u>－ 障害児の歯科診療の受入強化</u> <u>【看護関連団体】</u> <u>－ 「育てにくさ」を早期に把握して適切な支援に結びつけ、寄り添うことができる看護職員の養成</u> － 病気相談・カウンセリングの推進 － 慢性疾患を持つ子どもの家族の支援 － 慢性疾患 <u>患</u> 児の家族の宿泊する施設の整備 － サマーキャンプ等による在宅患児の集団指導の推進

課題 E. 妊娠期からの児童虐待防止対策

指標の考え方	指標名 ※下線部は現計画の指標に修正を加えたもの。	主な推進主体	具体的な取組方策の例 ※赤字は現計画で示されている取組方策の例に追加修正等を加えたもの。
【健康水準の指標】	1. 児童虐待による死亡数 2. 子どもを虐待していると思う親の割合	国	－ <u>児童虐待防止対策のための調査・研究等の実施マニュアルの作成(母子保健における子ども虐待の予防・早期発見・虐待事例への対処法)</u> － 乳幼児健康<u>診査</u>の今後のあり方の検討(発達障害、<u>児童子ども</u>の虐待への対応等) － <u>乳幼児揺さぶられ症候群(SBS)の普及啓発</u> － <u>児童虐待防止医療ネットワーク事業の推進</u> － <u>乳児家庭全戸訪問事業ガイドラインや養育支援訪問事業ガイドラインの周知</u>
		 国民(住民)	－ 子育てする親に優しい社会の実現 － 親を孤立させず親の育児負担を分担しあう地域の実現のため<u>の</u>に努力(<u>地域での声かけ活動等</u>) － <u>児童虐待防止対策に関心を向け、虐待が疑われる事例を発見した場合には、決められた相談機関に相談する等の対処行動の実施</u> － <u>オレンジリボン運動への理解・協力</u> － <u>乳幼児揺さぶられ症候群(SBS)についての理解</u>
【健康リスクの指標】	3. 乳幼児健康診査の受診率(課題 B の再掲)(新) 4. 児童虐待防止法で国民に求められた児童虐待の通告義務を知っている国民の割合(新) 5. 乳幼児揺さぶられ症候群(SBS)を知っている親の割合(新)	 地方公共団体	－ 地域における母子保健活動での<u>児童子ども</u>虐待<u>防止予防</u>対策の展開 ・市町村事業(健診等)や都道府県事業(精神保健・アルコール対策等)と育児不安や配偶者からの暴力、虐待問題等<u>とを</u>リンクした活動の推進 － <u>特定妊婦を早期に把握し、妊娠期からの早期支援の実施</u> － <u>診療情報提供書を積極的に活用して、医療機関との連携の強化</u> － <u>乳児家庭全戸訪問事業ガイドライン、及び養育支援訪問事業ガイドラインの活用</u> － <u>児童子ども</u>虐待に対応するための人材確保、専門職の技術向上、要保護児童対策地域協議会の整備等、<u>児童子ども</u>虐待対策の推進 － <u>児童子ども</u>虐待に関する啓発と地域住民によるコミュニティ<u>の</u>再構築
		 専門団体	－ <u>医療機関(救急外来や整形外科等)において児童虐待の早期発見、必要な支援に結びつけることができる者の養成</u> － 口腔ケアを通じた<u>児童子ども</u>虐待の早期発見 － <u>地域における児童子どもの</u>虐待相談対応の充実 － <u>診療情報提供書を積極的に活用して、行政機関との連携を図ることの周知</u> － <u>乳児家庭全戸訪問事業ガイドライン、及び養育支援訪問事業ガイドラインの周知</u>
【環境整備の指標】	6. 妊娠届出時にアンケートを実施する等して、妊婦の身体的・精神的・社会的状況について把握している市町村の割合(新) 7. 対象家庭全てに対し、乳児家庭全戸訪問事業を実施している市町村の割合(新) 8. 養育支援が必要と認めた全ての家庭に対し、養育支援訪問事業を実施している市町村の割合(新) 9. 要保護児童対策地域協議会の実務者会議、若しくはケース検討会議に、産婦人科医療機関の関係職種(産婦人科医又は看護師や助産師)が参画している市町村の割合(新) 10. 関係団体の協力を得て、児童虐待に関する広報・啓発活動を実施している地方公共団体の割合(新) 11. 児童虐待に対応する体制を整えている医療機関の数(新)	 民間団体、NPO、企業、医療機関、研究機関等	 － 育児不安の相談・カウンセリングの推進 － <u>児童子ども</u>虐待防止の活動の推進 － <u>医療機関における院内虐待対策委員会(CAPS)などの設置</u>
			
【参考とする指標】	・法に基づき児童相談所等に報告があった被虐待児数 ・市町村の児童虐待相談対応件数(新)		

○国 ※医療計画等の他の計画を参考とした取組方策の例。

- ー 産科医や助産師の養成・確保に向けての取組
(地域の状況把握、産科医・助産師の就労支援、女性医師の就労支援、女性医師や看護職員の離職防止や復職支援、助産師出向システム等)
- ー 母子同室や居住型分娩施設等の快適な妊娠・出産を支援する基盤の整備
- ー 大学病院等における院内助産所施設や助産師外来等の整備の促進
- ー 小児医療・小児救急医療体制整備のための支援
- ~~ー 国立成育医療センターにおける小児医療体制の整備~~
- ~~ー 国立成育医療センターにおける生殖補助医療技術を使用した医療体制の整備~~
- ~~ー 診療報酬における小児医療体制の充実~~
- ~~ー 医学部の卒前教育における小児科教育の充実~~

○地方公共団体

- ー 都道府県における周産期医療体制ネットワークの整備
- ー 地域における小児科・産婦人科医師や助産師等、医療従事者確保対策の推進
- ー 初期、二次、三次の小児救急医療体制の整備 (在宅を含む)
- ~~ー 小児の三次救急医療拠点の整備~~
- ~~ー 自治体立の臨床研修指定病院における小児科・新生児科の研修~~
- ー 慢性疾患児に対する取組の推進(院内学級等)

○専門団体

- ー 分娩を取り扱う専門職の周産期救急対応や新生児救急蘇生法の受講の推進
【産婦人科関連関係専門団体】
- ー 産婦人科医師の養成確保及び適正配置と活動実態の継続的調査
- ~~ー 女性医師が働きやすい環境の整備~~
- ー 施設のクオリティ・コントロールとEBMIに基づく産婦人科医療の推進
- ー 分娩のQOLの向上
- ー ガイドラインの作成(正常分娩対応、不妊治療)と普及
【小児科関連関係専門団体】
- ~~ー 小児科医師の確保~~
- ~~ー 女性医師が働きやすい環境の整備~~
- ~~ー 新生児管理の向上~~
- ー 小児科医師の養成と活動実態の継続的調査
- ー 施設のクオリティ・コントロールとEBMIに基づく小児医療の推進
【看護関連関係専門団体】
- ー 助産師の確保及び適正配置
- ー 助産所における嘱託医師等医療機関との連携による母体搬送システム並びに新生児搬送の確立
- ー 助産師活動のためのガイドラインの作成
- ー 看護職への小児に関する専門的な教育の推進
- ー 小児に対応した訪問看護ステーションの設置促進